

「墨田区一般廃棄物処理基本計画（改定案）」に対する ご意見等の概要と区の考え方について

「墨田区一般廃棄物処理基本計画（改定案）」の内容について、広くご意見等を募集しましたところ、多くの貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。今回いただいたご意見・ご提案の概要並びに、区の考え方を併せて公表するとともに、ご意見・ご提案をいただきました方のご協力に厚く御礼申し上げます。

1 パブリックコメントの実施概要

ご意見の募集は墨田区のパブリックコメント手続きに係る基準に則って、下記のとおり実施しました。

（１）公表資料

墨田区一般廃棄物処理基本計画（改定案）

（２）意見募集期間

平成２２年１２月１１日から平成２３年１月１１日まで

（３）意見募集の周知・公表方法

①パブリックコメントの周知

- ・区のお知らせ（12月11日号）
- ・区ホームページ

②公表資料の閲覧

- ・区民情報コーナー（区役所１階）
- ・リサイクル清掃課（区役所１４階）
- ・すみだ清掃事務所（東向島５－９－11）
- ・各出張所
- ・各図書館

（４）意見提出方法

文書の郵送、ファックス、電子メールまたは持参により提出

（５）意見提出先

区民活動推進部環境担当リサイクル清掃課

（６）意見募集の結果

パブリックコメント意見者数１名（意見数３０件）

なお、提出された意見の概要（パブリックコメント）一覧については、以下のとおりです。

「墨田区一般廃棄物処理基本計画（改定案）」に対するご意見等の概要と区の考え方について

NO.	区民の意見・提案の概要	意見・提案に対する区の考え方
1	データを表やグラフに分かりやすく整理されていると思う。しかし、分析の視点が偏っており現状把握が不十分で、課題を認識できていない部分があるのではないかと。	本計画は、現状把握のため、過去の「第２次計画」と対比できるデータ取得を目的として、計画改定に向けた廃棄物排出実態調査を実施いたしました。この調査の結果を踏まえ課題の抽出を行い、現状を把握したうえで、特に啓発の重要性に視点を置き抽出しました。

2	目標値のレベルの分析がされていない。相対的な比較が無く目標の妥当性や墨田区がどうというレベルの自治体なのかが分からない。かなり低い目標ではないか？目標達成率重視の事業評価の改善が課題なのではないか。	目標値設定については、本区の廃棄物処理の基本計画として、人口の将来予測、国や他の自治体を参考としながら、現状を踏まえ達成可能な目標値を設定したものです。
3	廃棄物の発生量は景気の変動に大きな影響を受けるが目標で設定した経済成長率より実際の経済成長率は低いと思うが、分析されていない。	区内における家庭ごみ及び資源物の全体量は、区の人口の増減と相関関係にあると考えられ、国勢調査に基づいた総務省将来推計人口を基に、平成 22 年度の実績値と同推計人口の乖離分（5.6%）を補正した数値を基に算出いたしました。
4	経済が成長し、人口も増加する中で、もっと高いレベルの目標を達成することこそが課題であり、そのような計画になっているか疑問。32 年度資源化率目標 23%は 23 区中で最低レベルなのでは、高い目標を掲げられないのは事業評価に課題がある。1 人 1 日あたりの排出量 520g は国の 27 年度目標です。そういうことも明記してほしい。5 年も遅れますがどう思います。	本区の廃棄物処理の基本計画として、人口の将来予測、国や他の自治体を参考としながら、現状を踏まえ達成可能な目標値を設定したものです。 1 人 1 日あたりの排出量 520 g は、区が今回算出した目標値で、国の目標値を踏襲したものではなく、他の自治体と比べても低い目標ではないと考えています。
5	家庭の生ごみ水切り実施年代別の現状の前に、生ごみ排出量の事業系と家庭系、家庭系の年代別排出量といった排出者別排出量の分析がないと意味がない。若い世代の家庭系生ごみの排出量は少ないのでは？その水切り実施率は注目するところとは思えない。	生ごみの水切りの必要性については、ごみの中で生ごみの割合が重量で 3 割を占めており、その分量を減らすことで、清掃車に積む他のごみ量を増やすことができコストの削減につながるためです。また、清掃工場の焼却の効率化にも有効であると考えております。
6	生ごみゼロを目指す自治体が多い現状で、「水を切って捨てましょう」では甘すぎる。	
7	「拡大生産者責任」の用語の定義を明記すべき。かなり違和感のある使い方をされていると思う。「拡大生産者責任」という言葉のイメージから過剰な反応もあるため、最近この言葉の使用に慎重になってきている現状をご存じか。	ご意見の趣旨に沿い、用語の定義を明記いたします。
8	区民意識調査の回答で、「ゴミの収集回数、資源物の収集回数、回収品目数」で高い満足度	廃プラ焼却の開始と高い満足度との関係については、十分な把握はできておりませんが、分別意

	という現状結果があるが、廃プラ焼却開始で「分別が楽になった」という回答が多かったという現状報告もある。それが高い満足度の正体ではないか？分別意識は低下している。	識の向上が高い満足度につながっているものと考えております。
9	資源ごみの持ち去りについて、アルミ缶は業界発表で 99.99%リサイクルされている、リサイクルの優等生であるのが現状。つまり、取り締まり強化は環境に貢献しない対策である。取り締まり強化ではなく、福祉と連携した人にやさしい方法を検討した方が良い。	資源ごみの持ち去り対策については、資源として集積所に出された古新聞やアルミ缶を行政が回収するというルールを破る行為を取り締り、区民と行政の信頼関係を確保するために行なっているものです。ご理解いただきたいと思います。
10	パッカー車火災や水銀混入ごみ問題といった内包した課題に言及していない。パッカー車火災の発生件数、損害金といった現状を示していただきたい。水銀混入ごみ問題は原因特定ができず今のところ分別指導以外の有効手段もない、23区共通の大きな課題のようです。	清掃車両の火災や水銀の問題については、意図的に行うものを除き、適正な分別をいかに行なっていただくかが大きな課題であり、今後は、その徹底に努めてまいります。また、意図的なものについては、排出者の特定や厳格な指導、処罰、予防策などの仕組みを23区と東京23区清掃一部事務組合と検討しているところです。
11	小型家電について言及が無いが、課題認識が無いのですか。	現在小型家電のリサイクル技術が確立されていないため、回収ルートも未確立となっています。今後、国の事業として検討されていますので、条件が整った段階で実施していきます。
12	スローガンは「ごみ半減、資源化率倍増」というような挑戦的な姿勢がほしい。	スローガンは、区民が安心してごみ減量化に参加し、共感できる実効性あるものとして定めたものです。
13	課題で挙げた「資源回収品目の拡充」に対する計画がない。容器包装プラスチックリサイクル法で自治体の責務として取り組むべきと定められている廃容器包装プラスチックの資源化が課題であり、それに対する方針を明記すべき。「拡大生産者責任」の名目で生産者に自主回収を求めるような計画になっていますが、容器包装プラスチックもそれに含まれている	容器包装プラスチックのリサイクル法は、自治体の責務とともに製造者等の事業者の責務を明記しており、原則的には小規模企業を除き事業者の資源化責任を認め、その費用を負担するよう定めております。自治体に対しては、回収運搬の費用と小規模企業の資源化費用の負担を求めているものです。

	という解釈でしょうか？もしそうなら公的な計画として間違っていないですか。	
1 4	現在の容器包装プラスチックリサイクル法では廃容器包装プラスチックのリサイクル費用の多くを自治体が税金で負担する制度であり、ごみをあまり出さない消費者がたくさん出す消費者の分まで負担する不公平な制度になっている。財政の厳しい墨田区のような自治体のリサイクルに取り組めない状況も、リサイクルに取り組めば消費者の不公平が拡大するということも理解している。そのような法律の改正を求めて国へ意見書を提出するなど働きかけをしている自治体もある。全国的な課題でもある容器包装プラスチックについてまったく触れないのは、課題と捉えておらず、このまま燃やし続ければよいという考えか。	墨田区では、発泡スチロール製食品トレイ、ペットボトルを再利用すべく取り組んでいます。これらは、食品トレイから食品トレイ、又はペットボトルからペットボトルもしくは繊維製品等へリサイクルされ、区の目標にかなうものと考えています。他方、その他容器包装プラスチックについては、近隣に中間処理施設が無いことなどからコスト面での問題が大きく、食品トレイやペットボトル以外の容器包装プラスチックのリサイクルは行っておりませんが、今後、他自治体の取り組みの進展、コスト面の問題などを勘案しながら、回収品目の拡大の検討を行なっていきます。
1 5	3 Rの説明書のような一般論が並び、計画というには不十分と思える。	3 Rは、ごみ減量の柱であり、分かりやすく具体的な内容での説明を心掛けていきます。
1 6	マンションにはディスポーザーが備えられているところがあるようです。併設の浄化槽の処理能力が適正かどうか、下水処理の環境負荷も含めた実態把握はされているか。	ディスポーザーの設置については、都の下水道条例等の関係法令で基準に沿っているものであれば、設置が可能です。
1 7	複数の飲食店が入る大型商業施設では雨水利用同様に生ごみ処理設備導入を促進してほしい。商店街で導入し地域活性化につなげている事例もあり、産業経済課と連携した支援策を考えて欲しい。“スカイツリーで生ごみ7 t発生”のうち生ごみはどの程度なのか？生ごみゼロを求めていくべき。事業者の生ごみへの施策が重要。事業者「水分を切って」と求めていくことを“計画”と言えますか。	飲食店等から排出される生ごみは、原則的には事業者が自ら、あるいは処理業者に委託する形で処理することになっておりますが、事業系ごみの減量化及びリサイクルの推進についても一般家庭ごみと同様に一層啓発してまいります。
1 8	消費者に再生品の購入、事業者が再生品を利用した製品づくりを求めるだけでは効果が見えない。墨田区は人にやさしいまちづくりを進	ご質問の趣旨のとおり、再生品のPRについて関係部署と連携を図ってまいります。

	めているのだから、“区内の、人にやさしい企業が創る、人にやさしい商品”こそを、“すみだブランド”と認定してほしい。他部署と連携し相乗効果を狙ってほしい。ごみ問題は消費の問題、消費の問題は経済の問題。	
19	使い捨てライターはエコストア制度を利用した店頭回収が良いと思う。	現在は、ガスボンベやスプレー缶と一緒に車両火災防止のため危険物の扱いで収集していますが、区民の利便性などの点から拠点回収品目としても検討いたします。
20	携帯電話を回収しているショップや家電量販店もエコストア認定し周知した方が良い。	ご質問の趣旨に沿い、エコストアとして認定できるよう対応していきたい。
21	ペットボトルのキャップは行政の施設や店頭で回収し区内のプラスチック加工業者で資源化、商品化する、“すみだで集めてすみだで使う”独自のシステムを構築してほしい。	ペットボトルのキャップについては、区内のプラスチック加工業者で資源化、商品化が技術的に可能かどうか見極めたうえで検討いたします。
22	古着・古布回収はニーズに合った住民サービスだが、リサイクルよりリデュース、リユースに重心を置くよう再検討していただきたい。Exchange（交換）という最近注目を集めている仕組みを区民と協働で実施するなど。	古着、古布については、リユースを主体としてリサイクル活動センターにおいて古着の交換を行っております。また、年2回行っている古着の拠点回収では、委託業者において海外での古着の活用などリユースを中心とした利用を行っております。
23	イベントの廃棄物発生抑制について盛り込まれたのには期待したい。リユース食器の普及のための支援策を導入し使い捨て食器を減らして欲しい。「すみだまつり」のめっちゃくちゃなごみの山の前で家庭ごみの分別指導しているような光景はおかしい。	イベント時のリユース食器の使用については、衛生面などいくつかの課題を勘案し、主催事務局と検討していきます。また、イベント時のごみの分別については、より区民の理解を深める場として、再度、現状を把握し改善いたします。
24	区のBCP策定に整合させて災害時について盛り込まれたと理解するが、実際の災害時の対応についてはリサイクル清掃課のBCPとして今後策定されるものと考えて良いか。	現在、「墨田区災害廃棄物処理行動計画」を作成中です。同計画の中では、災害状況に基づき、収集運搬車両の確保、倒壊建物から発生するがれき処理、避難所の仮設トイレを設置した場合におけるし尿処理等、緊急性や必要性を考慮した計画とします。
25	拡大生産者責任の芯は「生産者は廃棄物の処理費用を負担することでその責任を果たす」という考えであり、その費用は製品価格に振り分けられ、結局製品を購入した消費者が負担することとなるため、負担の公平性が保たれるという考え方だと思います。 本計画では「拡大生産者責任」をもっと広義	容器包装プラスチックのリサイクル法においては、小規模企業を除き資源化の費用は製造者等が負担することが原則となっております。したがって、資源化の費用については負担の不公平ということはありませんが、回収や中間処理などの費用については区が負担しており、負担の不公平という問題が生じております。したがって、今後、資

	に捉えているようなので、上記のような考えは含まれていると解釈しました。すると家庭ゴミ有料化とは矛盾が生じます。容器包装プラスチックリサイクル法の責務を無視して平成 16 年度の特例区区長会での確認事項や、平成 17 年度環境省の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を持ち出すのはおかしいと思う。	源物だけでなく、ごみも含めた負担の公平化の問題を検討してまいりたいと考えております。
2 6	「社会経済状況の大きな変化や国・東京都における重要な方針の変更により、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合」の諸条件とは具体的に何でしょうか。廃プラスチックが焼却不適物から埋め立て不適物になるという重要な変更があったにも拘らずその時に計画見直しを行わなかった理由と併せてご回答いただきたい。	「社会経済状況の大きな変化や国・東京都における重要な方針の変更により、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合」とは、予想外の景気変動により廃棄物の処理に困難性がある場合や、行政施策変更により現行計画では廃棄物の処理に困難性が生じるような場合と考えています。また、計画の見直しを行わなかった理由は、特別区ではサーマルリサイクルの実施などを平成17年度に決定していることから平成18年度の改定に既に盛り込んでいたためです。行政計画である「一般廃棄物処理基本計画」は、おおむね5年ごとに見直しをすることとしています。今後、さらなるごみの減量を目指して計画の改定を行ないます。
2 7	本計画からは「できそうもない高い目標は掲げない、取り組まない(めない)課題(水銀混入ごみ問題、容器包装プラスチックリサイクル)は載せない」、という姿勢を強く感じたがそれで良いのか? 課題は課題として記載し、取り組まない(めない)ならその考え方、説明もするべきで、そうしなければ目指すべき本来の姿が見えない。	行政計画である本計画では、現状を把握し、10年後の目標を定め、区民、事業者、行政の3者がそれぞれの役割を理解し、努力することで目標を達成する必要があります。清掃工場への不適性物混入については、適正な分別の徹底とともに広域的な観点から防止策を検討しています。容器包装プラスチックについては、区内諸条件が整った段階で、資源回収の検討を行なう計画としています。
2 8	パブコメ募集についてもっと広く周知し、応募が増える仕組みをご検討いただきたい。	現在、区のホームページや区報への掲載により周知しておりますが、今後、より周知がなされるよう周知方法の見直しを図ってまいります。
2 9	応募件数は区民の関心度を示す。関心度も事業評価に取り入れた方が良い。	応募件数が増えるよう、区報等による啓発を強化していきます。

30	区のホームページ、リサイクル清掃課お知らせ欄にパブコメ募集のリンクを貼った方が良い。	より良い周知がなされるよう関係課と調整いたします。
----	--	---------------------------

3 「墨田区一般廃棄物処理基本計画」改定案の修正点

ページ	修正前	修正後
P. 17	記述なし	※2 拡大生産者責任とは、生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方です。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が含まれます。
P. 49	(2) 発生・排出抑制、資源化への取り組み ア 資源物回収システムの拡充 ①回収品目・回収方法の拡充 現在、資源・ごみ集積所では古紙（新聞、段ボール、雑誌、厚紙、包装紙、紙パック）、缶、びん、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレーの資源物を回収しています。また、拠点回収により紙パック、缶、びん、ペットボトル、乾電池、廃食油、古着など新たな資源物回収品目の拡充を進めております。今後も、新たな回収品目と回収方法の検討を行い、ごみの減量とリサイクルの推進を図ります。	(2) 発生・排出抑制、資源化への取り組み ア 資源物回収システムの拡充 ①回収品目・回収方法の拡充 現在、資源・ごみ集積所では古紙（新聞、段ボール、雑誌、厚紙、包装紙、紙パック）、缶、びん、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレーの資源物を回収しています。また、拠点回収により紙パック、缶、びん、ペットボトル、乾電池、廃食油、古着など新たな資源物回収品目の拡充を進めております。今後も、<u>使い捨てライターなどの危険物の別回収を含め、回収品目と回収方法の検討</u>を行い、ごみの減量とリサイクルの推進を図ります。